

平成 19 年 4 月 11 日

各 位

会 社 名 太 陽 誘 電 株 式 会 社  
コード番号 6 9 7 6 東 証 一 部  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 神 崎 芳 郎  
問 合 せ 先 財 務 経 理 部 次 長 横 田 年 昭  
電 話 ( 0 3 ) 3 8 3 2 - 0 1 0 1  
U R L <http://www.ty-top.com/>

2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の  
発行条件等の決定に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 11 日開催の当社取締役会において決議いたしました 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記の通りお知らせいたします。

記

本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	本社債の払込金額と同額とする。
(2) 当初転換価額	3,746 円
(参考) 発行条件決定日(平成 19 年 4 月 11 日)における株価等の状況	
イ. 株式会社東京証券取引所における終値	2,620 円
ロ. アップ率 $[(\text{転換価額}) / (\text{株価(終値)}) - 1] \times 100$	42.97%

ご注意:この文書は、当社が 2014 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むいかなる地域においても同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。

(ご参考)2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の概要

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| (1) 本社債の総額               | 200億円及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額。   |
| (2) 本社債の払込金額             | 本社債の額面金額の100% (各本社債の額面金額5,000,000円)  |
| (3) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格) | 本社債の額面金額の102.5%  |
| (4) 発行決議日                | 2007年4月11日   |
| (5) 払込期日及び発行日            | 2007年4月27日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)   |
| (6) 本新株予約権を行使することができる期間  | 2007年5月11日から2014年4月14日の銀行営業終了時(行使請求地時間)までとする。但し、①本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の東京における3銀行営業日前の日の銀行営業終了時(行使請求地時間)まで(但し、繰上償還を受けないことが選択された各本社債を除く。)、②本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還の場合には、本新株予約権付社債の要項所定の通知が行われるまで、③本社債の買入消却の場合には、当該新株予約権付社債の消却が行われるまで、及び④本社債の期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。<br>上記にかかわらず、当社が組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、当該組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の期間で当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。 |
| (7) 償還期限                 | 2014年4月28日   |

以 上

ご注意:この文書は、当社が2014年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の募集又は売出しは行われません。また、本記者発表文は、米国を含むいかなる地域においても同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における募集は行われません。